

平成 27 年 7 月 1 日から
住民票の写しなどを第三者に交付した場合にお知らせする
「本人通知制度」を実施します!

希望される方は、事前に登録が必要です

■本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書について、不正な請求を抑止するとともに、人権侵害の防止を目的としています。

菊陽町に事前に登録した方に対して、本人からの委任状を持参した代理人や、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に、その交付した事実をお知らせする制度です。

制度の流れ ① ⇒ ② ⇒ ③ ⇒ ④



【通知する内容】

- ・証明書の交付年月日、種類、通数

【通知する証明書の種類】

- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書
 - ・戸籍の附票の写し
 - ・戸籍謄本、抄本、戸籍記載事項証明書
- ※上記の証明はそれぞれ除票、除籍を含みます。

○登録できる方

- ・菊陽町に住民登録または戸籍がある方（過去にあった方も含みます。）
- ※ 同一世帯、同一戸籍にある方についても、個人単位の申請になります。

○受付窓口

- ・菊陽町役場（町民課） 光の森町民センター（西部支所）

○登録申請に必要な書類

- 《本人が手続をする場合》
 - ・本人通知制度登録申込書
 - ・本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、健康保険証、年金手帳など）
- 《代理人が手続をする場合》
 - ・本人通知制度登録申込書
 - ・委任状 ※ 未成年の方の申請で、親権者の方が代理申請される場合は不要です。
 - ・代理人の本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、健康保険証、年金手帳など）

「代理人」や「第三者」とは

- (1) 本人等からの委任状を持参した代理人
- (2) 本人等以外の第三者（個人又は法人）
 - ① 個人又は法人 個人や法人が自己の権利の行使又は義務の履行のために、正当な理由があり請求する場合
 - ② 八士業（特定事務受任者）
弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士 が職務上の理由により請求する場合

※ 本人等とは

- ・住民票の場合 「本人」や「本人と同一世帯の方」
- ・戸籍の場合 「本人」や「本人と同じ戸籍に記載されている方または直系の方」

※ 通知の対象とならない請求

- ・本人又は同じ住民票に記載されている人からの住民票の写しの請求
- ・本人又は同じ戸籍に記載されている方、直系の親族からの戸籍関係証明書の請求
(直系の親族とは、本人からみて父母、祖父母、子、孫などで、養子縁組をした養親・養子も含まれます。)
- ・国又は地方公共団体からの公用請求
- ・弁護士や司法書士などの特定事務受任者が、裁判や訴訟手続・紛争処理手続についての代理事務に使用するための請求

代理又は郵送での申請

- ◇登録申請しようとする方で、やむを得ない理由により窓口へ来庁することができない場合は、委任状による代理での申込みをすることができます。
- ◇菊陽町以外の他の市町村に居住しているときや、登録を申請しようとする方が、疾病等その他やむを得ない理由などにより、直接来庁できないときは、郵送による申込みをすることができます。

※「本人確認書類の写し」を同封

※ 送付先 〒869-1192（役場専用）

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 町民課

登録の有効期間

登録日から3年を経過した日の属する月の最終日まで（平成27年7月1日登録の場合平成30年7月31日まで）。

引き続き登録を受けようとする方は、登録期間が満了する日の2か月前から、再登録の申込みができます。ただし、登録された方が死亡、国外へ転出、職権消除された場合は、登録は途中で廃止されます。

登録内容の変更・廃止の届出

登録した方が、氏名、住所、本籍（筆頭者）、連絡先など登録内容に変更が生じた場合や、登録を廃止したい場合は、「本人通知制度登録（変更・廃止）届出書」にて届出を行ってください。

◇問い合わせ先 菊陽町役場 町民課 ☎ 096-232-4914